

## 古着・古本をご提供ください

プラザハウス (☎ 78 - 3631)

- ・子ども服 (下着・パジャマ・小物を除く) やマトニティーの古着
  - ・古本 (雑誌・漫画・百科事典・全集を除く)
- ※古着 (洗濯済み) 古本ともに汚れのないものをお願いします。

ところ プラザハウス

対象 18歳以上の方 (市外も可)



詳しくはこちら▶

## パブリックコメント 小牧市災害廃棄物処理計画の 変更 (案) についての意見募集

ごみ政策課 (〒 485 - 8650 住所不要)  
☎ 76 - 1187・1147 ☎ 72 - 2340  
✉ gomisei@city.komaki.lg.jp

### ■ 意見募集の趣旨

昨今の集中豪雨等の状況を踏まえ、愛知県において、地震・津波以外の災害廃棄物対応の知見が蓄積されたことなどから「愛知県災害廃棄物処理計画」が令和4年1月に改定されました。

本市においても、県の計画などを踏まえ「小牧市災害廃棄物処理計画」の一部変更を行います。この変更 (案) について市民の皆さんからのご意見・ご提案を反映するためパブリックコメントを実施します。

### ■ 意見の提出方法

2/1 (水)~3/6 (月) (必着) に、提出フォームまたは所定の用紙 (閲覧場所または市ホームページに用意) に住所・氏名・意見を記入し、郵送、FAX、メールまたは直接ごみ政策課



詳しくはこちら▶

### ■ 閲覧場所

市ホームページ、ごみ政策課、情報公開コーナー (本庁舎1階)、東部・味噌・北里の各市民センター、各市民センター図書室

## 小牧山城史跡情報館 (れきしるこまき) の休館

文化財課 (☎ 76 - 1189)

展示改装に伴い、2/17 (金) は休館します。

# 市からの お知らせ

## 令和5年住宅・土地統計調査 単位区設定の実施

総務課 (☎ 76 - 1102)

10/1を基準日として全国一斉に実施する「令和5年住宅・土地統計調査」のために、2/1基準日で「住宅・土地統計調査単位区設定事務」を実施します。

1月中旬頃から2月中旬頃にかけて、担当調査区内を实地に巡回して「住宅」と「住宅以外で人が居住している建物」の状況を外観 (目視) にて確認します。指導員については、単位区設定を通して知り得た情報について、他人に漏らしてはならない厳格な守秘義務が定められており、調査を行う際には、写真付きの指導員証を携帯しています。外観から状況が把握できない場合は、指導員が聞き取り調査を行うこともあります。



詳しくはこちら▶

## 国民年金保険料を口座振替で 前納するとお得です

名古屋北年金事務所 (☎ 052 - 912 - 1246)  
市民窓口課 (☎ 76 - 1124)

保険料納付は、支払いの手間や時間が省けて忘れのない「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」すると割引があります。

申込用紙は市民窓口課・各支所または名古屋北年金事務所にあります。

納付方法	申込期限	振替日・納付期限
口座振替による前納	2月中旬に 名古屋北年金 事務所へ	4月末日
クレジットカードによる前納		各カード会社の振替日
納付書による前納	納付書4月頃送付	4月末日

※口座振替日が土・日、祝日の場合は翌営業日に引き落としとなります。

※令和5年度の前納国民年金保険料および割引金額は、3月初旬に確定する予定です。また、クレジットカード・納付書についても、2年前納が可能です。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

## 就労支援センター

就労支援センター (☎ 73 - 8609)  
商工振興課 (☎ 76 - 1134)

「就労支援センター」では、以下の業務を行っておりますのでお仕事をお探しの方はぜひご利用ください。

- ①求人検索機による求人情報の提供
- ②相談員による職業相談・紹介

※雇用保険の手続き、職業訓練の相談、企業による求人手続きについては対応できませんので、ハローワーク春日井をご利用ください。

ところ 東庁舎1階南側

## 生産緑地地区の追加指定

都市計画課 (☎ 76 - 1155)

生産緑地地区の指定を希望される農地所有者の方は手続きを行ってください。

### ■ 生産緑地地区とは

市街化区域内で良好な生活環境の確保に相当の効果がある農地等を計画的に保全するため、都市計画により定める地区のことです。

### ■ 生産緑地地区に指定されると

指定後は、税制優遇を受けることができますが、法律により宅地造成や建物の新築・増改築などの行為が制限され、相当期間(30年間)は農地等として管理することが義務付けられます。

**申込み** 2/1(水)～3/17(金)に、生産緑地地区指定同意書1部(市ホームページ、都市計画課窓口に用意)、印鑑登録証明書1通、登記事項証明書(全部事項証明書)1通を提出

※指定には要件がありますので、希望される方は書類の取得前に、必ず都市計画課までご相談ください。



詳しくはこちら▶

## 歩道橋ネーミングライツパートナー契約

道路課 (☎ 76 - 1186)

このたび、(株)NTKセラテックとネーミングライツパートナーの契約をしました。ネーミングライツパートナーは新たな財源を確保し、道路施設の管理に役立てようとするものです。歩道橋の橋げた部分に企業名を入れた愛称を表示します。また、パートナーによる地域活動や歩道橋周辺の清掃美化活動などを通じた社会貢献が期待できます。

**歩道橋名** 岩崎歩道橋(岩崎山前区画整理地内)

**愛称名** NTKセラテック創造と挑戦を楽しむ 岩崎

歩道橋

**契約期間** 3年間

## 確定申告と市・県民税の申告が始まります

小牧税務署 (☎ 72 - 2111)  
市民税課 (☎ 76 - 1182)

### ■ 確定申告について

▶ **申告会場** 勤労センター

▶ **開設期間** 2/16(木)～3/15(水)の平日

※休日は2/19、26(日)のみ開設

※開設期間中は、税務署では申告書の作成指導は行っていません。

▶ **開設時間** 9:00～17:00

### ▶ 申告・納税期限

所得税および復興特別所得税・贈与税 3/15(水)

個人事業者の消費税および地方消費税 3/31(金)

※国税庁ホームページで確定申告書を作成できます。作成した申告書は、「e-Tax(電子申告)」で送信、または印刷して郵送にて提出してください。

※マイナンバーカードとマイナンバーカード対応スマホをお持ちの方は、スマホからe-Taxで提出できます。

▶ **問合先** 小牧税務署

☎ 72 - 2111

▶詳しくは国税庁  
ホームページへ



### ■ 市・県民税申告について

1/1現在、市内に住所があり、令和4年中に所得があった方は、市・県民税の申告をしてください。申告は郵送でも受け付けます。ただし、以下の方は申告を行う必要はありません。

- ①所得税および復興特別所得税の確定申告をした方
- ②給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されている方
- ③公的年金等の所得のみの方

※確定申告をしない②と③に該当する方で、源泉徴収票に記載されていない所得控除(医療費、生命保険など)の適用を受けようとする方は申告を行ってください。

▶ **申告会場** 市役所本庁舎2階203会議室

▶ **開設期間** 2/16(木)～3/15(水)の平日

▶ **開設時間** 9:00～17:00

▶ **問合先** 市民税課 ☎ 76 - 1182

## 市税等の納期限のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117、76 - 1118)

- 固定資産税・都市計画税(第4期)
- 国民健康保険税(第9期)
- 介護保険料(第8期)
- 後期高齢者医療保険料(第7期)

**納期限** 2/28(火)



## 外来療養に係る年間の高額療養費の支給等の申請を受け付けます

国民健康保険 保険医療課・国保係 (☎ 76-1123)  
後期高齢者医療 保険医療課・医療係 (☎ 76-1128)

70歳以上の国民健康保険被保険者および後期高齢者医療制度被保険者において、R4/7/31時点所得区分が一般区分または低所得区分である方のうち、令和3年8月から令和4年7月の間に一般区分または低所得区分であった月の外来療養に係る一部負担額が年間上限額の14万4千円を超えた場合に、その超えた額を支給します。

該当する方には申請書を郵送しますが、令和3年8月から令和4年7月の間に、市内へ転入した方、市外へ転出した方、加入している医療保険制度に変更があった方は支給の対象となる旨のお知らせができない場合があります。詳しくは保険医療課へお問い合わせください。

## 健康づくりや食育に関するアンケートにご協力ください

健康生きがい推進課 (☎ 39-6568)

健康増進と食育推進を一体的に進めることで、市民の生涯にわたる健康づくりの指針となるよう、「第2次健康日本21こまき計画健康こまきいきいきプラン(後期計画)」と「第3次小牧市食育推進計画」を一体化した「小牧市健康づくり推進プラン」の策定を進めています。

このたび、健康づくりや食育に関する意識・関心、日常生活習慣の実態などについてお聞きし、現計画の進捗状況を把握するとともに、今後の計画策定の基礎資料とするための調査を実施します。

とき 2月～3月上旬頃

回答方法 Web方式

回答はこちら▶



## 下水道事業受益者負担金負担区の追加

上下水道業務課 (☎ 79-1407)

下水道事業受益者負担金の負担区に第15負担区を追加しました。同負担区の1㎡あたりの負担金額は500円に決定しました。対象地区は二重堀字中田、字林先の各一部、東一丁目の一部、本庄字東前の全部、字井ノ口、字札子の各一部となります。また、供用開始時には下水道事業受益者負担金を賦課することになります。詳細については市ホームページをご覧ください。

詳しくはこちら▶



## 空き家管理事業者を募集します

都市計画課 (☎ 39-6534)

空き家の適切な管理を促進するため、市ホームページ等で空き家管理事業者を公表する新たな制度を開始します。登録するための条件がありますので、希望する事業者の方は詳細をご確認の上、申請してください。

詳しくはこちら▶



## 空き家相談会を開催します

都市計画課 (☎ 39-6534)

空き家を所有されている方、管理されている方はもちろん、自宅や実家が空き家になる見込みのある方を対象とした個別相談会を開催します。空き家の売買、賃貸、管理などのお悩みについて、専門家が相談に応じます。

とき 2/20(月) 13:30～15:30

ところ 南部コミュニティセンター 小会議室および中会議室

定員 個別相談会10組(先着)

申込み 2/1(水)～16(木)に、電話で

都市計画課または

申込フォーム

申込フォーム▶



## 都市計画に関する公聴会の開催

都市計画課 (〒 485-8650 住所不要)

☎ 76-1155 FAX 71-1481

mail toshi@city.komaki.lg.jp

尾張都市計画舟津地区計画について公聴会を開催します。この都市計画について意見のある方は公聴会で意見を述べるすることができます。

### ■ 公聴会

とき 2/26(日) 10:00～

ところ 本庁舎6階 601会議室

### ■ 原案の閲覧

とき 2/1(水)～15(水)

閲覧場所 市役所(都市計画課および情報公開コーナー)、東部・味岡・北里の各市民センター、各市民センター図書室、市ホームページ

### ■ 公述人の募集

閲覧期間内(必着)に公述申立書(閲覧場所および市ホームページに用意)に必要な事項を記入し郵送、FAX、メールまたは直接都市計画課

### ■ 傍聴

定員 40人

申込み 2/15(水)までに氏名・住所・連絡先・参加人数を電話または直接都市計画課

※公述申立てがなかった場合は公聴会を中止し、市ホームページにてお知らせします。

詳しくはこちら▶

